

西脇多可行政事務組合廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

第1条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、西脇多可行政事務組合廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関する事項
- (2) 一般廃棄物の処理全般に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による西脇市又は多可町の住民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他管理者が特に必要と認める者

2 臨時委員は、特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がと

もに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び第7条1項の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、組合職員のうちから、管理者が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、一般廃棄物の処理に関する事項を所管する課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(西脇多可行政事務組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇多可行政事務組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年西脇多可行政事務組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

特別職の職員の報酬は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる特別職の職員で、職務に従事する時間が3時間以内の場合における報酬は、同表に定める額の2分の1とする。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 別表第2に掲げる特別職の職員で、弁護士、医師、大学教授及びこれらと同等の見識を持つ者を委員とする場合において、管理者が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、14,800円（その者の職務に従事する時間が3時間以内の時は、7,400円）を超えない範囲で報酬の額について別の定めをすることができる。第3条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1中

「

公平委員会	年額（委員長）	14,000円	
	年額（委員）	12,000円	
行政不服審査会委員	日額	7,800円	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	7,800円	
農業共済事業運営協議会	年額（会長）	10,000円	
	年額（委員）	9,000円	
損害評価会	年額（会長）	57,000円	
	年額（委員）	52,000円	
共済連絡員	年額	15,000円	を
損害評価員	年額	5,500円	
介護認定審査会及び障害認定審査会の合議体の長	日額	15,000円	
介護認定審査会及び障害認定審査会の合議体の長の職務代理者（ただし、合議体の長の職務を代行したとき。）	日額	15,000円	
介護認定審査会及び障害認定審査会委員	日額	12,500円	
管理者が指定する委員	日額	7,000円	

」

「

公平委員会	年額（委員長）	14,000円	
	年額（委員）	12,000円	
農業共済事業運営協議会	年額（会長）	10,000円	
	年額（委員）	9,000円	
損害評価会	年額（会長）	57,000円	

」

共済連絡員	年額（委員）	52,000円	に
損害評価員	年額	15,000円	
介護認定審査会及び障害認定審査会の合議体の長	年額	5,500円	
介護認定審査会及び障害認定審査会の合議体の長の職務代理者（ただし、合議体の長の職務を代行したとき。）	日額	15,000円	
介護認定審査会及び障害認定審査会委員	日額	12,500円	
管理者が指定する委員	勤務1日につき1万円を超えない範囲内で管理者が定める額		

改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

行政不服審査会委員	日額	7,400円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	7,400円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	7,400円